

東取手病院 訪問看護ステーション 運営規定

第1条 (目的)

この規定は、医療法人社団輝峰会が設置運営する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業所」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を目的とする。

第2条 (基本理念)

訪問看護サービス機関としての役割と責任を持ち、利用者様や家族の生き方や生活を尊重しながらニーズに応え、その在宅における療養生活がより豊かに過ごせるよう、質の高い看護サービスを提供するとともに地域の保健医療福祉に貢献する。

第3条 (運営基本方針)

1. 利用者様の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重した看護を提供する。
2. 利用者様のニーズに応えられる「質の高い」看護を提供する。そのため、業務を改善し効果的なサービス提供するため研鑽し、職員の教育や自己研鑽、後輩の育成を行う。
3. 安全で安心できるサービスを提供し利用者の信頼に応える。事故予防の徹底や個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利・利益を保護し、利用者様の信頼関係に努める。
4. 関係機関との密接な連携を図り地域に根ざした活動を展開する。県・市町村などの行政機関、病院・診療所などの医療機関、介護・福祉サービス機関などと積極的に連携する。

第4条 (運営目標)

利用者様や家族の意思を尊重しながら、在宅療養をより豊かに継続できるようサポートし、利用者様から選ばれる「訪問看護ステーション」になるよう努める。

そのためには、経営の安定化を図り、安全で安心のできるサービス提供体制をつくる。

第5条 (事業所の名称)

訪問看護を実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

名称 訪問看護ステーション東取手

所在地 茨城県取手市井野 245

第6条 (職員の職種、員数及び職務内容)

訪問看護に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	経験のある看護師	1名	-	
看護職員	看護師	2名以上	1名以上	
	准看護師			
	理学療法士			
	作業療法士			
	言語聴覚士			

1. 管理者 _____ 管理者は、ステーションの職員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
2. 看護職員等 __ 看護職員等は、医師の指示に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し提供する。

第7条 (営業日及び営業時間)

訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 _____ 月曜日から土曜日。但し、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 _____ 午前9時から午後5時までとする。

第8条 (訪問看護の提供方法と内容)

1. 利用手続き・内容説明
事業所は、看護の提供に際し、あらかじめ利用申し込み者又は、その家族に対し、利用手続きとその他のサービス提供方法などについて説明を行い、同意を得るものとする。
2. 主治医の指示書の交付
事業所は事業の提供に際し、利用申し込み者の主治医が発行する訪問看護指示書の交付を受けなければならない。
3. サービスの内容
 - (1) 病状・障害の観察と看護
 - (2) 療養生活指導
 - (3) 服薬管理
 - (4) 食事、水分・栄養管理・排泄ケア
 - (5) 清拭・洗髪などの清潔の看護
 - (6) ターミナルケア
 - (7) リハビリテーション
 - (8) 家族等の支援
 - (9) 医療機器の操作管理
 - (10) 医師の指示による診療の補助業務
 - (11) 褥瘡や創傷の処置
 - (12) 社会資源の活用

第9条 (緊急時における対処方法)

1. 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う事とする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医に報告しなければならない。

第10条（訪問看護計画書の作成等）

1. 訪問看護の提供を開始する際には、主治医の指示、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族介護者の状況を十分に把握し、利用者ごとの訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成しなければならない。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った訪問看護計画書を作成する。
2. 事業所の管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書に関し、必要な管理をしなければならない。
3. 事業所は主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しなければならない。

第11条（訪問看護の利用料とその他の費用の額）

1. 基本利用料
 - (1) 介護保険居宅介護サービス費の受給対象者介護保険法に規定する一部負担金の額
 - (2) 医療保健法に規定する一部負担金の額
2. その他の利用料
 - (1) 医療保健法に基づき訪問をする場合、営業日時以外の訪問時・緊急訪問時は交通費を1km100円とする。
 - (2) 訪問看護と連続して行われる死後の処置、その処置に要する実費相当額とする。

第12条（通常の訪問看護の実施地域）

通常の訪問看護の実施地域は次のとおりとする。

取手市、龍ヶ崎市、牛久市、利根町、つくばみらい市、我孫子市、守谷市、河内町

第13条（サービス提供記録の記載）

訪問看護を提供した際には、訪問看護の提供日及び内容、訪問看護について、利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費又は、居宅支援サービス費の額、その他必要な事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又は、これに準ずる書面に記載する。

第14条（秘密の保持）

1. 訪問看護事業所の職員は、正当の理由がなく、その業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 訪問看護を実施するため、以下の範囲で個人情報を利用する。
 - (1) 訪問看護ステーション内部での利用
 - (ア) 利用者様に提供する看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
 - (イ) 医療保険・介護保険請求等の事務
 - (ウ) 訪問看護サービスの利用者様に係る事業所の管理運営業務
 - 会計・経理等の事務
 - 事故等の報告・連絡・相談
 - 利用者様への看護サービスの質の向上(ケア会議、研修、研究等)
 - (エ) 看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - (オ) 訪問看護ステーションで行われる学生実習への協力
 - (2) 他の事業所等への情報提供
 - (ア) 当該事業所等への情報提供
 - 主治医の所属する医療機関、連携医療機関、関係行政機関、利用者様に居宅サービスを提供するほかの事業者や居宅介護支援事業者等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 家族介護者様への心身の状況説明

(イ) 医療保険・介護保険事務のうち

- 審査支払機関へのレセプト提出
- 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等

第15条（虐待の防止のための措置に関する事項）

1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 責任者の選定（責任者は管理者とする） 管理者：飯泉かおり
 - (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修を年1回実施
 - (3) 虐待等に対する相談窓口の設置
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（苦情処理）

提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、受付窓口の設置、担当者の配置、改善措置、利用者様又は家族に対する説明、記録の整備その他の必要措置を講じるものとする。

第17条（損害賠償）

訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

第18条（記録の保存）

事業の運営及び利用者さまに対する訪問看護サービスの提供状況を、次に掲げる区分で記録し、完結の日から5年間保存しておくものとする。

1. 管理に関する記録
 - (1) 事業日誌
 - (2) 職員の勤務状況、研修等に関する記録
 - (3) 月間・年間の事業計画及び事業実施状況表
2. 市町村との連絡調整に関する記録
3. 指定訪問看護に関する記録
 - (1) 看護記録
 - (2) 指示書、計画書及び報告書
 - (3) 市町村に対する情報提供書
 - (4) 会計経理に関する記録
 - (5) 設備及び備品に関する記録

第19条（その他運営についての留意事項）

この規定で定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この運営規定は、平成24年6月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日一部変更。